

伊勢崎市サテライトオフィス、支店・営業所等開設設置促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、企業立地及び雇用の促進を図り、もって本市の産業振興及び市民生活の安定に資するため、本市にサテライトオフィス、コールセンター又は支店・営業所を設置する企業の事業者に対し、伊勢崎市サテライトオフィス、支店・営業所等開設設置促進奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内において交付する。

2 奨励金の交付に関しては、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利の目的をもって事業を営む法人であって、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社をいう。この場合において、会社法第2条第1項第4号に規定する親会社及び同項第3号に規定する子会社の関係を有する企業が共同で同一敷地内において指定事業を行うときは、当該親会社及び子会社を一つの企業とみなす。
- (2) サテライトオフィス 企業が商業登記法（昭和38年法律第125号）に規定する商業登記簿に登録されている本店又は支店の所在地の事務所から離れた場所で遠隔勤務ができるよう情報通信機能を備えた事務所をいう。
- (3) コールセンター 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定めるコールセンター業の業務を行う事務所であって、企業がオペレーターを置いて、コンピューターによる電話回線管理及びデータベースによって顧客対応サービスを行うものをいう。
- (4) 支店・営業所 統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める業種のうち、製造業、情報サービス業、インターネット

附随サービス業、道路貨物運送業、こん包業及び卸売業を営む者が、市内に新たに設置する営業の拠点となる事務所をいう。

- (5) サテライトオフィス等 サテライトオフィス、コールセンター又は支店・営業所をいう。
- (6) 指定事業 奨励金の交付の対象となる事業として指定したサテライトオフィス等の設置及びそれに伴う雇用をいう。
- (7) 指定事業者 指定事業の指定を受けた企業をいう。
- (8) 固定資産税 伊勢崎市市税条例（平成17年伊勢崎市条例第75号）第54条に基づいて、本市が課する固定資産税（土地、家屋に対し課する税をいう。）をいう。
- (9) 都市計画税 伊勢崎市都市計画税条例（平成17年伊勢崎市条例第77号）第1条に基づいて、本市が課する都市計画税（土地及び家屋に対し課する税をいう。）をいう。
- (10) 常時雇用 常時使用される従業員のうち、雇用期間の定めがないもの（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者を除く。）を雇用することをいう。

（奨励金対象者）

第3条 奨励金の対象となる者は、申請時において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に商業登記法に規定する商業登記簿に登録されている本店がないこと。
- (2) 新たに設置を計画するサテライトオフィス等が、市内で現に自らが開設している事業所等の建物内に設置するものでないこと。
- (3) 貸金業（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業をいう。）を行う者でないこと。
- (4) 商品先物取引業（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第2項に規定する商品先物取引業をいう。）を行う者でないこと。
- (5) 連鎖販売取引（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。）、訪問販売（同法第2条

第1項に規定する訪問販売をいう。) その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供等を行う者でないこと。

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者でないこと。
- (7) 第3号から前号までに掲げるもののほか、その事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者その他奨励金を交付することが不適当と認められる者でないこと。
- (8) 市税等の滞納がないこと。
- (9) サテライトオフィス等を設置するに当たり、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条各号に掲げる建築基準関係規定に違反しないこと。

(奨励金対象事業)

第4条 奨励金の対象とする事業は、本市に新たにサテライトオフィス等を開設する旨の指定事業の指定を受けた事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 企業が自己の事業の用に供するためのサテライトオフィス等を設置する事業であって、3年以上操業が継続することが見込まれること。
- (2) サテライトオフィス等の操業を開始する日(以下「操業開始日」という。)から3年以内に市内に住所を有する者(以下「市内在住者」という。)を3人以上常時雇用する見込みがあること。

(奨励金対象経費等)

第5条 奨励金の対象となる経費、奨励金の額、交付期限等は、別表のとおりとし、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。この場合において、奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は県からこの要綱と同一の趣旨の補助金等を受けた場合又は受ける予定がある場合は、その額を奨励金の額から控除するものとする。

(指定事業指定申請)

第6条 指定事業の指定を受けようとする企業は、サテライトオフィス、支店・営業所等開設設置促進指定事業指定申請書（様式第1号）を、操業開始日の30日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、申請書と異なる時期に提出することができる。

(1) 法人の登記事項証明書

(2) サテライトオフィス等の登記事項証明書、位置図及び配置図（サテライトオフィス等を取得する場合に限る。）

(3) サテライトオフィス等の平面図

(4) 企業の代表者届出書兼委任状（様式第2号）（第2条第1号後段に規定する場合に限る。）

(5) 誓約書（様式第3号）

(6) その他市長が必要と認める書類
（指定事業の指定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、指定事業に指定するときは、サテライトオフィス、支店・営業所等開設設置促進指定事業指定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（操業開始の届出）

第8条 指定事業者は、操業開始日から30日以内に操業開始届出書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

（交付申請書の様式等）

第9条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、次のとおりとする。

(1) 別表第1号に掲げる設置費奨励金にあっては、操業開始届出書の提出後30日以内とする。

(2) 別表第2号に掲げる運営費奨励金のうち、土地又は建物を取得する場合にあっては、操業開始後における固定資産税又は都市計画税（以下「固定資産税等」という。）が賦課された翌年度に提出するものとし、

当該年度の11月30日を提出期限とする。

- (3) 別表第2号に掲げる運営費奨励金のうち、土地又は建物を賃借する場合にあっては、操業開始日からそれぞれ1年、2年及び3年を経過した日から30日以内とする。
- (4) 別表第3号に掲げる雇用奨励金（以下「雇用奨励金」という。）にあっては、操業開始日以後3年を経過した日から起算して2箇月以内とする。

（記載事項）

第10条 規則第4条第1項第5号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 操業開始日
- (2) 奨励金の対象となる土地及び家屋の所在地番及び面積
- (3) サテライトオフィス等を取得する場合は、工事の完了日。賃借する場合は、賃貸借契約日

2 規則第4条第2項第5号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 所在証明書（初回申請時に限る。）
- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項（直近の決算報告書、有価証券報告書等の写し）
- (3) 固定資産課税台帳記載事項証明書（公課証明書）（土地又は建物を取得する場合に限る。）
- (4) 賃貸借契約書の写し（土地又は建物を賃借する場合に限る。）
- (5) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (6) 1年以上継続して常時雇用している者の一覧並びに雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、健康保険証の写し及び住民票の写し（雇用奨励金申請時に限る。）
- (7) 奨励金の対象となる経費の支払に関する証拠書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 規則第4条第1項第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

4 規則第4条第2項第3号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要し

ない。

(交付決定通知書の様式)

第11条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(実績報告書の様式)

第12条 規則第13条の報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(実績報告書の提出時期)

第13条 規則第13条の報告書の提出時期は、交付申請をした年度内とする。

(奨励金の額の確定通知)

第14条 規則第14条の規定に基づく奨励金の額の確定通知の様式は、様式第9号のとおりとする。

(地位の承継)

第15条 合併、分割、譲渡その他の事由により、指定事業を引き継ぎ、指定事業者の地位を承継しようとする企業（以下「申出者」という。）は、承継申出書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し出なければならない。

- (1) 企業概要報告書（様式第11号）
- (2) 承継の事実を証する書類の写し
- (3) 申出者の資産及び負債に関する事項（直近の決算報告書、有価証券報告書等の写し）
- (4) 法人の登記事項証明書
- (5) 市税の滞納がないことを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申出者は、指定事業者の地位を承継し、奨励金（当該指定事業者に対し既に交付した奨励金を除く。）の交付を受けることができる。

(書類の整備等)

第16条 交付決定を受けた指定事業者は、奨励金対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該指定事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第17条 規則及びこの要綱に基づき市長に提出する書類は、産業経済部企業誘致課を経由しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

区分	対象経費	奨励金の額	交付期限	適用
1 設置費奨励金	設置に要する経費 1 土地及び建物の取得費用 (購入費、建設費等) 2 土地及び建物の賃貸に係る初期費用 (保証委託金、仲介手数料等。ただし、礼金、敷金等を除く。) 3 改修費用 (上記1又は2の建物改修工事に係る費用) 4 設備工事費用 (電気通信、給排水衛生、空	交付対象経費の2分の1に乗じて得た額とする。ただし、1企業につき3,000,000円を限度とする。	操業開始届出書の提出後、1回を限度として交付する。	

	<p>調等の設備工事費用)</p> <p>5 備品購入費用（使用する机、椅子等の事務室用品の購入費用。1品30,000円以上のものに限る。）</p> <p>6 求人広告費</p>			
2 運営費奨励金	<p>土地又は建物を取得する場合には、固定資産税等の納税額とする。</p> <p>土地又は建物を賃借する場合には、賃借料（共益費を含む。ただし、敷金、礼金、権利金その他これらに類する経費を除く。）</p>	<p>土地又は建物を取得する場合には、固定資産税等の納税額の2分の1以内、土地又は建物を賃借する場合には、1年分の賃借料（共益費を含む。ただし、敷金、礼金、権利金その他これらに類する経費を除く。）の4分</p>	<p>土地又は建物を取得する場合には、その操業開始後において初めて固定資産税等を賦課された年度から起算して3箇年を限度とし、土地又は建物を賃借する場合には、その操業開始したときから起算して3箇年を限度として交</p>	<p>会社法第2条第1項第4号に規定する親会社及び同項第3号に規定する子会社の関係を有する企業が、共同で同一敷地内において事業を行う場合は、固定資産税等の納税者がそれぞれ異なる場合であっても一つの企業とみなす。</p>

		の 1 以内の額とする。ただし、1 企業 1 箇年当たり 1, 0 0 0, 0 0 0 円を限度とする。	付する。	
3 雇 用奨励 金	操業開始日以 後 3 年を経過し た日時点におい て、1 年以上継 続して本市に居 住し、かつ、1 年以上継続して 常時雇用されて いる市内在住者	左欄に掲げ る者 1 人につ き 1 0 0, 0 0 0 円を乗じ た額とする。		会社法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する 親会社及び同 項第 3 号に規 定する子会社 の関係を有す る企業が、共 同で同一敷地 内において事 業を行う場合 は、それぞれの 企業で常時 雇用している 者を同一企業 で常時雇用し ている者とみ なす。